

## 共和町特産品開発支援事業補助金交付要綱

### (総則)

第1条 共和町特産品開発支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、共和町補助金等交付規則（昭和53年規則第2号。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、(仮称)共和町道の駅（以下「道の駅」という。）における販売を見据えて地域資源を活用した特産品の開発、商品化等に取り組む法人等に対し、当該開発等に要する費用の一部について予算の範囲内において補助することにより、町の魅力を向上させる特産品開発を促進することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において「特産品」とは、原則として共和町内で生産される原材料を加工した商品又は共和町内で製造し、若しくは加工する商品で道の駅での販売及び町の魅力の向上につながる商品をいう。

### (補助金交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次のとおりとする。

- (1) 町内に事業所を有する個人事業者又は法人
  - (2) 町内に住所を有する者により組織され、町内で活動し、代表者、会則及び名簿等を有する団体
  - (3) 前2号に掲げる者のほか、北海道内に本店、支店、事業所等を有する法人
- 2 前項に規定する補助金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
- (1) 事業を継続できると認められる事業実績又は見込みがあること。
  - (2) 税及び使用料等公的負担に滞納がないこと。
  - (3) 共和町暴力団排除条例（平成24年条例第18号）第2条第1号から第3号までに規定するものでないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 特産品開発支援事業 地域の特産品を新たに開発し、商品化する事業
- (2) 既存特産品改良支援事業 既存の地域特産品又は商品を改良し、地域の特産品として商品化する事業

2 補助対象事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 道の駅で販売することを見据えたものであること。
- (2) 道の駅に開発した特産品を納入できる確実性があること。
- (3) 将来にわたって町の特産品として定着することが期待されるものであること。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(消費税及び地方消費税相当額を除く。以下「補助対象経費」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 新たな特産品の開発に要する経費
- (2) 品質検査の経費及び栄養成分の分析等に要する経費
- (3) 新たな商品の開発に向けた専門的指導、助言等に要する経費。ただし、1時間当たりの単価は、1万円以下とし、1日3時間までとする。
- (4) 商品のパッケージ、ラベル等の制作に要する経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める経費

2 補助対象経費の費目区分及び想定される経費の例示は、別表のとおりとする。

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2の額とし、100万円を限度とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、同一事業者につき年度内1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、共和町特産品開発支援事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、

町長に提出しなければならない。

- (1) 共和町特産品開発支援事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 共和町特産品開発支援事業収支予算書（別記第3号様式）
- (3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容について当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて、現地調査等により当該申請の内容を調査し、補助金交付の可否及び補助金額を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により決定した内容を共和町特産品開発支援事業補助金決定（却下）通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更承認等）

第10条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助対象者」という。）は、補助事業の内容に計画変更が生じた場合又は補助事業を中止する場合には、速やかに共和町特産品開発支援事業変更（中止）承認申請書（別記第5号様式）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、共和町特産品開発支援事業変更（中止）承認通知書（別記第6号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助事業の実績報告）

第11条 補助対象者は、補助金の交付の対象となる事業が完了したときは、共和町特産品開発支援事業実績報告書（別記第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 共和町特産品開発支援事業報告書（別記第8号様式）
- (2) 共和町特産品開発支援事業収支決算書（別記第9号様式）
- (3) 事業の実施過程を記録した書類（写真等）
- (4) 補助対象経費の支払を確認することができる書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該補助事業の成果が承認した内容に適合しているかを審査し、適合していると認めるときは、交付すべき金額を確定し、補助対象者へ通知するものとする。

(補助金交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 町長は、補助対象者が次の各号の一に該当する場合は、共和町特産品開発支援事業補助金交付決定取消通知書(別記第10号様式)により、補助金交付決定の取消しを通知するものとし、既に補助金の交付を受けている場合は、期限を定めて、補助金の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合
- (2) 補助金を補助金の交付の対象となった事業以外の用途に使用した場合
- (3) 事業を中止した場合。ただし、町長がやむ得ない理由があると認める場合は、この限りでない。
- (4) その他町長が不相当と認めた場合

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

	費目区分	経費の例示
1	原材料費	特産品の開発や既存特産品の改良に直接使用する原材料等の購入に要する経費
2	試験分析費	特産品の開発や既存特産品の改良に係る専門機関等における調査・分析経費
3	報償費	特産品の開発や既存特産品の改良のための技術習得に係る講習や研修並びに専門的指導及び助言を依頼した専門家への報償費
4	旅費	特産品の開発や既存特産品の改良のための専門家を招聘する旅費、職員の研修旅費等
5	デザイン費	特産品の開発や既存特産品の改良に係るパッケージ、ラベル等制作に要する経費
6	機械器具購入費	特産品の開発や既存特産品の改良のために不可欠で、かつ、当該開発・改良等にのみ使用する機械器具の購入に要する経費
対象外	広告宣伝費	チラシの制作や商品PR等の広告宣伝に要する経費
	パンフレット制作	特産品の開発や既存商品の改良に伴うパンフレット制作に要する経費
	什器備品購入費	什器備品等に要する経費

※ 報償費については1時間当たりの単価は、1万円以下とし、1日3時間までとする。